

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(合議)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="145 667 767 958"><thead><tr><th rowspan="3">合議事項</th><th colspan="3">合議区分</th></tr><tr><th colspan="2">本 庁</th><th>出先機関</th></tr><tr><th>会計管理 者</th><th>出納局会 計課審査 課長であ る出納員</th><th>審査指導 監である 出納員</th></tr></thead></table> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="145 1010 767 1346"><tr><td>2 <u>私人に対する歳入の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託</u></td><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(私金との混同禁止)</p> <p>第21条 会計管理者等及びその他の会計職員並びに歳入の徴収又は<u>収納の事務の委託</u>を受けた者（以下「受託者」という。）は、その取扱いに係る現金を私金と混同してはならない。</p> <p>(歳入の徴収又は<u>収納の事務の委託</u>)</p> <p>第31条 知事は、<u>政令第158条第1項又は第158条の2第1項</u>の規定に基づき歳入の徴収又は<u>収納の事務を私人に委託</u>したときは、<u>その者の住所、氏名又は名称及び委託の内容を指定金融機関に通知</u>しなければならない。</p> <p>2 受託者は、歳入金の収納をしたときは、納入者に対し領収票又はこれに代わるものを交付し、その収納した日の属する月の翌月の指定金融機関等の5営業日までに、払込票により</p>	合議事項	合議区分			本 庁		出先機関	会計管理 者	出納局会 計課審査 課長であ る出納員	審査指導 監である 出納員	2 <u>私人に対する歳入の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託</u>	[略]	<p>(合議)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="831 667 1453 958"><thead><tr><th rowspan="3">合議事項</th><th colspan="3">合議区分</th></tr><tr><th colspan="2">本 庁</th><th>出先機関</th></tr><tr><th>会計管理 者</th><th>出納局会 計課審査 課長であ る出納員</th><th>審査指導 監である 出納員</th></tr></thead></table> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1010 1453 1346"><tr><td>2 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づく公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託</u></td><td>[略]</td></tr></table> <p>[略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(私金との混同禁止)</p> <p>第21条 会計管理者等及びその他の会計職員並びに歳入の徴収又は<u>収納に関する事務の委託</u>を受けた者（以下「受託者」という。）は、その取扱いに係る現金を私金と混同してはならない。</p> <p>(歳入の徴収又は<u>収納に関する事務の委託</u>)</p> <p>第31条 知事は、<u>法第243条の2第1項</u>の規定に基づき歳入の徴収又は<u>収納に関する事務を委託</u>したときは、<u>当該委託を受けた者の住所、氏名又は名称及び委託の内容を指定金融機関に通知</u>しなければならない。</p> <p>2 受託者は、歳入金の収納をしたときは、納入者に対し領収票又はこれに代わるものを交付し、その収納した日の属する月の翌月の指定金融機関等の5営業日 <u>（出納局長が別に定め</u></p>	合議事項	合議区分			本 庁		出先機関	会計管理 者	出納局会 計課審査 課長であ る出納員	審査指導 監である 出納員	2 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づく公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託</u>	[略]
合議事項		合議区分																							
		本 庁		出先機関																					
	会計管理 者	出納局会 計課審査 課長であ る出納員	審査指導 監である 出納員																						
2 <u>私人に対する歳入の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託</u>	[略]																								
合議事項	合議区分																								
	本 庁		出先機関																						
	会計管理 者	出納局会 計課審査 課長であ る出納員	審査指導 監である 出納員																						
2 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づく公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務の委託</u>	[略]																								

指定金融機関等に払い込まなければならない。

3 [略]

第31条の2 政令第158条の2第1項の規則で定める歳入は、次に掲げるものとする。

- (1) 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第27条第2項及び第32条第3項並びに県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）第25条第2項の規定による損害賠償金
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項の規定による児童扶養手当に係る不当利得による返還金

2 政令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 普通地方公共団体の公金又は電気料、ガス料、電信電話料等の収納の事務について実績を有すること。
- (2) 経営状況及び財務状況が良好であること。
- (3) 収納した現金を遅滞なく指定金融機関等に払い込むことができ、かつ、その収納の状況を正確に記録し、遅滞なく知事に報告をすることができる技術的な基礎を有すること。

(預金利子の報告)

第32条 会計管理者、資金前渡を受けた者（給与又は旅費の支払のため口座振替の方法により資金前渡を受けた者を除く。

）、受託者及び支出事務の委託を受けた者は、保管する現金に利子が生じたときは、直ちに預金利子に関し歳入徴収担当者に報告しなければならない。

(支出票の作成)

第39条 [略]

2 支出すべき金額から次に掲げるものを控除しなければならないときは、債権者の受け取るべき金額及び控除すべき金額について支出票を作成しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく特別徴収に係る県民税及び市町村民税

(3)～(8) [略]

(概算払)

第51条 政令第162条第6号の規定に基づき概算払のできる経

る歳入金にあつては、別に定める日)までに、払込票により（出納局長が別に定める歳入金にあつては、別に定める方法により）指定金融機関等に払い込まなければならない。

3 [略]

第31条の2 法第243条の2の5第1項の知事が定める歳入等は、次に掲げるものとする。

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 貸付金の元利償還金
- (4) 自動車税種別割及びこれに附帯する地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する延滞金
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定による返還金及び同法第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金

(6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項の規定による不正利得の徴収金

(7) 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第27条第2項及び第32条第3項並びに県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）第25条第2項の規定による損害賠償金（次号に掲げる遅延損害金を除く。）

(8) 第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号及び第7号に掲げる歳入に係る遅延損害金

(預金利子の報告)

第32条 会計管理者、資金前渡を受けた者（給与又は旅費の支払のため口座振替の方法により資金前渡を受けた者を除く。

）、受託者及び支出に関する事務の委託を受けた者は、保管する現金に利子が生じたときは、直ちに預金利子に関し歳入徴収担当者に報告しなければならない。

(支出票の作成)

第39条 [略]

2 支出すべき金額から次に掲げるものを控除しなければならないときは、債権者の受け取るべき金額及び控除すべき金額について支出票を作成しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 地方税法に基づく特別徴収に係る県民税及び市町村民税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づく特別徴収に係る森林環境税

(3)～(8) [略]

(概算払)

第51条 政令第162条第6号の規定に基づき概算払のできる経

費は、次に掲げるものとする。

- (1) [略]
 - (2) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定による措置費
 - (3) [略]
 - (4) 売春防止法 (昭和31年法律第118号) の規定による措置費
 - (5)・(6) [略]
- (支出事務の委託)

第58条 知事は、政令第165条の3第1項の規定に基づき支出事務を私人に委託したときは、必要の都度、所要見込額を限度として、当該支出事務に係る支払資金を交付しなければならない。

2 支出事務の委託を受けた者は、毎月、委託金支払精算書（様式第50号）に領収証書等を添えて、翌月10日までに支出命令者に提出しなければならない。

3・4 [略]
(直接払)

第60条 [略]

2 [略]

3 会計管理者等は、第39条第2項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。

- (1) [略]
- (2) 県民税及び市町村民税 当該市町村別の納付書又は納入書
- (3)～(8) [略]

4 [略]
(小切手の償還等)

第76条 会計管理者等は、債権者から政令第165条第2項の規定による支払の請求を受けたとき、及び小切手の所持人から政令第165条の5の規定による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払し、又は償還すべきものと認めるときは、当該書類を添えて支出の手続を支出命令者に要求しなければならない。

(資金前渡を受けた者等の備付帳簿)

第79条 常時の費用に係る資金前渡及び支出事務の委託を受けた者は、資金前渡等経理簿（様式第71号）を備えて所要の事

費は、次に掲げるものとする。

- (1) [略]
 - (2) 生活保護法の規定による措置費
 - (3) [略]
 - (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和4年法律第52号) の規定による措置費
 - (5)・(6) [略]
- (支出に関する事務の委託)

第58条 知事は、法第243条の2第1項の規定に基づき支出に関する事務を委託したときは、必要の都度、所要見込額を限度として、当該事務に係る支払資金を交付しなければならない。

2 支出に関する事務の委託を受けた者は、毎月、委託金支払精算書（様式第50号）に領収証書等を添えて、翌月10日までに支出命令者に提出しなければならない。

3・4 [略]
(直接払)

第60条 [略]

2 [略]

3 会計管理者等は、第39条第2項各号に掲げる控除額のうち次の各号に掲げる控除額については、指定金融機関をして払い込ませることができる。この場合において、会計管理者等は、当該経費に係る支払証票に当該各号に定める書類を添えて、これを指定金融機関に交付し、支出票に指定金融機関の受領印を徴するものとする。

- (1) [略]
- (2) 県民税、市町村民税及び森林環境税 当該市町村別の納付書又は納入書
- (3)～(8) [略]

4 [略]
(小切手の償還等)

第76条 会計管理者等は、債権者から政令第165条第2項の規定による支払の請求を受けたとき、及び小切手の所持人から政令第165条の4の規定による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払し、又は償還すべきものと認めるときは、当該書類を添えて支出の手続を支出命令者に要求しなければならない。

(資金前渡を受けた者等の備付帳簿)

第79条 常時の費用に係る資金前渡及び支出に関する事務の委託を受けた者は、資金前渡等経理簿（様式第71号）を備えて

<p>項を記載しなければならない。</p> <p>(検査)</p> <p>第115条 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項</u>に規定する検査は、契約担当者又は契約担当者が命ずる職員(以下「検査員」という。)が行うものとする。</p> <p>(整理区分)</p> <p>第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保管金</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県民税及び市町村民税</p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(証拠書類)</p> <p>第177条 [略]</p> <p>2 会計管理者等の支払に係る証拠書類及び第58条第3項の規定により提出すべき証拠書類は、次に掲げるものとする。ただし、原本を提出することができない場合は、所属長が原本と相違がない旨を証明した謄本をもって代えることができる。</p> <p>(1) 領収証書。ただし、次のアからカまでに掲げる場合は、当該書類</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 所得税、県民税、市町村民税及び労働保険料並びに納入に関する書類として納入告知書、納入通知書、納入通知票、納付書又は納付票等により送付を受けた健康保険料、電話料、水道料等については、指定金融機関の領収証書</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>所要の事項を記載しなければならない。</p> <p>(検査)</p> <p>第115条 <u>法第234条の2第1項</u>に規定する検査は、契約担当者又は契約担当者が命ずる職員(以下「検査員」という。)が行うものとする。</p> <p>(整理区分)</p> <p>第120条 歳入歳出外現金等は、次の区分により整理しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 保管金</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県民税、<u>市町村民税及び森林環境税</u></p> <p>エ～ケ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(証拠書類)</p> <p>第177条 [略]</p> <p>2 会計管理者等の支払に係る証拠書類及び第58条第3項の規定により提出すべき証拠書類は、次に掲げるものとする。ただし、原本を提出することができない場合は、所属長が原本と相違がない旨を証明した謄本をもって代えることができる。</p> <p>(1) 領収証書。ただし、次のアからカまでに掲げる場合は、当該書類</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 所得税、県民税、市町村民税、<u>森林環境税</u>及び労働保険料並びに納入に関する書類として納入告知書、納入通知書、納入通知票、納付書又は納付票等により送付を受けた健康保険料、電話料、水道料等については、指定金融機関の領収証書</p> <p>エ～カ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定に基づき支出に関する事務をなお従前の例により行わせる場合におけるこの規則による改正後の会計規則第58条第1項の規定の適用については、同項中「法第243条の2第1項」とあるのは「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項」と、「委託した」とあるのは「行わせた」とする。